

【様式】

東京都清瀬市 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	5,299	5,239	5,178	5,146	5,086
② 予備機を含む整備上限台数 (予備機を含む)	6,093	6,024	0	0	0
③ 整備台数(予備機除く)	0	5,239	0	0	0
④ ③のうち、 基金事業によるもの	0	5,239	0	0	0
⑤ 累積更新率	0.0%	100.0%	101.2%	101.8%	103.0%
⑥ 予備機整備台数	0	785	0	0	0
⑦ ⑥のうち、 基金事業によるもの	0	785	0	0	0
⑧ 予備機整備率	#DIV/0!	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する。

(端末の整備・更新の考え方)

○清瀬市では、G I G A第1期で利用する一人一台端末を令和2年度に整備した。

○端末更新は全ての端末について令和7年度中に新端末の整備を行い、令和8年4月より新端末での運用を開始する。

○整備台数においては、児童・生徒1人1台であるとともに、教員数の分の指導者用端末を整備する。

○予備機については国の補助金の上限である児童生徒数の15%を整備する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：6,185台

○処分方法

・学校や教育委員会で予備機や補助機として再利用：500台(学校20台×14校、市施設220台)

・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託：5,685台

○端末のデータの消去方法

・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和8年4月 新規購入端末の使用開始

令和8年5月 処分事業者 選定

令和8年6月 使用済端末の事業者への引き渡し